

第5節

経済安全保障に関する取組

1 基本的考え方

わが国の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、わが国の自律性の向上、技術などに関するわが国の

優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策を、総合的、効果的かつ集中的に講じていく必要がある。こうした経済安全保障の考え方が新たに安保戦略に記載された。

2 日本政府内の動向

これまで、わが国は、外為法に基づく対応の強化をはじめ、既存の法制の中で経済安全保障の推進に資する多岐にわたる取組を推進してきた。

2022年5月には、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性・信頼性の確保、先端的な重要技術についての官民協力、特許出願の非公開に関する制度整備を行うことにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」が成立した。同年8月にはこの法律が順次施行¹されているところ、2023年4月には、内閣府に政策統括官（経済安全保障担当）が設置され、法律に基づく事務を担当している。

また、2021年度に創設された「経済安全保障重要技術育成プログラム」（以下「K Program」）は、AI、量子

などの先端技術を含む研究開発を対象に、内閣官房、内閣府そのほかの関係府省が一体となって、国のニーズを実現する研究開発事業を実施するもので、その研究成果は、民生利用のみならず安全保障を含む公的利用につなげていこうとするものである。2022年には、K Programの支援対象とする重要技術が定められた研究開発ビジョン（第一次）が決定され、このビジョンが定める研究開発課題の公募が順次行われている。このほか、セキュリティ・クリアランスを含むわが国の情報保全の強化に向け、2023年2月、有識者会議が立ち上げられ、検討が進められている。こうした施策を含め、経済安全保障に関する各種措置については、不断に検討・見直しを行い、特に各産業などが抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行っていくこととしている。

3 防衛省の取組

安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する中、防衛戦略などに基づくいわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の維持・強化と合わせて、先端技術の保全・育成といった経済安全保障の施策により、わが国の自律性の向上や、わが国の優位性・不可欠性を確保することは極めて重要である。

防衛省は、安全保障担当官庁としてこれまで蓄積してきた防衛生産・技術基盤の維持・強化にかかる知見・

ニーズを提供するなど政府一体の取組に積極的に参画している。具体的には、内閣府の政策統括官（経済安全保障担当）への人員派遣を行っているほか、K Programや技術情報管理、対内直接投資の審査などの政府全体の取組に対し、安全保障に関する知見・ニーズの提供を積極的に行うために、職員の増員など省内の体制を抜本的に強化し、経済安全保障上の課題解決に貢献している。

参照 I部4章1節6項（経済安全保障をめぐる動向）

1 2022年8月1日、総則、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定重要技術の開発支援に関する規定が施行されて以降、段階的に規定を施行している。